

平成 27 年 3 月 23 日  
210 会議室

平成 27 年第 6 回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成27年第6回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成27年3月23日(月)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時49分  
休憩① 午後 2時45分～午後2時47分
- 2 場 所 210会議室
- 3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一  
平 山 いづみ 伊 藤 憲 春  
小 町 邦 彦  
署名委員 伊 藤 憲 春
- 4 説明のため出席した者の職氏名  
教育長 小町 邦彦 教育部長 新土 克也  
教育総務課長 栗原 寛 学務課長 大石 明生  
指導課長 泉澤 太 統括指導主事 桐井 裕美  
特別支援教育課長 矢ノ口美穂 生涯学習推進センター長 浅見 孝男  
スポーツ振興課長 井上 隆一 図書館長 小宮山克仁
- 5 会議に出席した事務局の職員  
教育総務課庶務係 高木 健一 大澤 善昭

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第4号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第5号 立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則について
- (3) 議案第6号 立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について
- (4) 議案第7号 立川市立学校体育施設利用規則の制定について
- (5) 議案第8号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (6) 議案第9号 立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第10号 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第11号 立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について
- (9) 議案第12号 立川市教育委員会事業後援規程の一部を改正する規程について
- (10) 議案第13号 教育財産の用途廃止等について
- (11) 議案第14号 教育委員会職員の人事異動について

### 2 報告

- (1) 中学生による動物虐待に関する対応について
- (2) 平成27年第1回立川市議会定例会報告について

### 3 その他

## 平成27年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

平成27年3月23日

210 会議室

### 1 議案

- (1) 議案第4号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第5号 立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則について
- (3) 議案第6号 立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について
- (4) 議案第7号 立川市立学校体育施設利用規則の制定について
- (5) 議案第8号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- (6) 議案第9号 立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第10号 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第11号 立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について
- (9) 議案第12号 立川市教育委員会事業後援規程の一部を改正する規程について
- (10) 議案第13号 教育財産の用途廃止等について
- (11) 議案第14号 教育委員会職員の人事異動について

### 2 報告

- (1) 中学生による動物虐待に関する対応について
- (2) 平成27年第1回立川市議会定例会報告について

### 3 その他

---

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成 27 年第 6 回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○福田委員長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案 11 件、報告 2 件でございます。

その他は議事進行過程で確認いたします。

次に、議事進行について 2 点お諮りいたします。1 点目、1 議案 (7) 議案第 10 号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について及び (8) 議案第 11 号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、は同様の趣旨の議案でございますので、一括説明及び一括協議で進行したいと思います。2 点目でございます。議案 (11) 議案第 14 号、教育委員会職員の人事異動について、は人事案件でございますので非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。ご承認をいただきましたので、1 議案 (7) 議案第 10 号及び (8) 議案第 11 号は一括説明、一括協議で行い、(11) 議案第 14 号、教育委員会職員の人事異動について、は非公開として取り扱います。なお議事進行の確認でございますが、1 議案 (1) 議案第 4 号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、から議事に入り、議案 (2) 議案第 5 号から議案 (10) 議案第 13 号まで進め、2 報告、3 その他を終えた時点で暫時休憩とし、休憩後、1 議案に戻り (11) 議案第 14 号、教育委員会職員の人事異動について、を非公開として審議いたします。

次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 第 6 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、桐井統括指導主事、特別支援教育課長、生涯学習推進センター長、スポーツ振興課長、図書館長でございます。

---

◎議 案

(1) 議案第 4 号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○福田委員長 それでは、議案に入ります。

議案第 4 号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についてを議案とします。

お手元の資料、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則をご参照願います。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは議案第 4 号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についてご説明します。

改正の主な理由につきましては、組織改正を行うためでございます。平成 27 年 4 月 1 日に

組織改正を行います。まずその主な変更内容について説明します。

まず、今まで教育委員会教育部の所管でありましたスポーツ振興課が産業文化スポーツ部、市長部局に移管となります。続きまして、教育総務課の学校建替等担当係が廃止となり、新たに学校施設保全の担当主査が新設されます。特別支援教育課と特別支援係につきましても、名称がそれぞれ変更となります。そして図書館につきましても、地区館3館の係が指定管理者制度導入に伴い廃止、また、指定管理者等担当していました主査も廃止、このことが主な組織変更の内容となります。

それでは資料の規則の新旧対照表をご覧ください。

ページの記載がなく申し訳ございませんが1ページ目でございます。下線が引かれた部分が修正箇所となります。最初に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日改正で施行となります。その関係で条ずれがございまして、今まで第18条第2項に規定されていたものが第17条第2項に変更となります。これにつきましては、教育委員会事務局の内部組織は教育委員会規則に定めるというものでございます。そして改正前の第20条第2項でございますが、これは代行に関する規定でございますが、この部分につきましては削除となります。このことにつきましては後ほど詳しく説明いたします。

続きまして、組織のところで、第2条でございます。改正前のところに学校建替等担当係がございましたが、第一小学校の建替えが完了したため係は廃止となります。特別支援教育課が教育支援課へ、特別支援係が管理係へそれぞれ名称変更となります。続きまして下線が引かれている部分がスポーツ振興課とその係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、市長部局へ移管のためこの規則からは廃止となります。その下、図書館の部分でございますが、地区図書館3館、3係が指定管理者導入に伴い係が廃止となります。

数字の6のところでございます。今までは図書館に主査を置いておりましたが、この主査が廃止となります。そして改正後でございますが、教育総務課に新たに学校施設の保全に関する主査を設けますので、その主査を置くものをこちらに規定しております。

次ページ、改正前の(14)の2でございますが、今までスポーツ振興課で社会体育のための学校施設の利用に関すること、この規定を謳っておりましたが、スポーツ振興課が市長部局に移管します。ただし、学校の管理等につきましては教育委員会の所管するものになりますので、新たに教育総務課庶務係のところに「社会体育のための学校施設の利用に関すること」を設けました。

その下(15)でございますが、先ほど申し上げましたが、学校建替等担当係廃止に伴い、その事務分掌を全て削除しております。

その下が先ほど申し上げました特別支援教育課の名称変更に関することでございます。

次ページ、学校給食課のところでございますが、ここは文言整理でございます。改正前、「連絡、調整」ということで規定しておりましたが、改正後は「連絡及び調整」という文言に変更させていただきました。

その下でございます。改正前、スポーツ振興課、それぞれ事務分掌等載っておりますが、

これにつきましては次ページにかかるまで全て削除となります。その中で(5)の先ほど申し上げました社会体育のための学校施設の利用に関することにつきましては、教育総務課庶務係にこの事務分掌は移管という形となります。

図書館、改正後のところでございますが、管理係のところ(3)の3でございますが、「分館の管理運営の統括に関する事」、この一文を新たに設けております。

次ページをおめくりください。次からが地区館3館の係のそれぞれ事務分掌の内容となりますが、柴崎図書館係、上砂図書館係、多摩川図書館係につきましては、それぞれ組織が廃止となります。それに関連します事務分掌は削除となります。

最後のページでございます。改正前につきましては教育長の代行、これが改正前の第20条の第2項に該当する項目でございますが、改正後はこの項目が削除となります。ただ、従前の教育委員会の制度でいく場合、猶予期間がございまして新教育長へ移行しない間につきましては、この改正前の第5条の規定は、その効力を有するというを附則の2番目に新たに設けたところでございます。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第4号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についての説明を終了します。要旨は、組織改正を行うにあたり下線部分等を改めることでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ないようでございます。議案第4号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則についての協議を終了します。

議案第4号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、をお諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第4号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

---

## ◎議 案

### (2) 議案第5号 立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則について

○**福田委員長** 次に、議案(2)議案第5号、立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則を参照願います。

井上スポーツ振興課長、ご説明等お願いいたします。

○**井上スポーツ振興課長** 立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則についてご説明申し上げます。

先ほど教育総務課長からご説明を申し上げましたとおり、平成 27 年 4 月 1 日より、スポーツ振興課が教育委員会より市長部局に移管されることに伴いまして、立川市教育委員会規則となります立川市スポーツ推進審議会条例施行規則ほか 6 規則を廃止するものでございます。なお、移管先の市長部局におきまして、同内容の規則を別途制定しております。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第 5 号、立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則についての説明を終了します。規則改正に伴い、1 から 6 の規則を廃止するものでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、議案第 5 号、立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則についての協議を終了します。

議案第 5 号、立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号、立川市スポーツ推進審議会条例施行規則等を廃止する規則について、は承認されました。

---

## ◎議 案

### (3) 議案第 6 号 立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について

○**福田委員長** 次に、議案 (3) 議案第 6 号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について、を議案とします。

お手元の資料、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程をご参照願います。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○**栗原教育総務課長** 議案第 6 号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について、説明します。

理由につきましては、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、立川市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関の職員に補助執行させるためのものでございます。

1 ページおめくりください。規程でございます。この規程に関しましては、先ほど立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則の中で、スポーツ振興課から教育総務課庶務係へ社会体育のための学校施設の利用に関する事、こちらを庶務係で行う事務分掌に追加いたしました。それと関連しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正された旨先ほどご説明しましたが、改正前の第 23 条及び改正後の第 21 条に教育委員会の処務権



限が規定されておりますが、この権限につきましては法律が改正されても条文自体変更はございません。その中で学校の管理等は引き続き教育委員会の処務権限に属するものとなります。そのため、先ほどの処務規則の中で社会体育のための学校施設の利用に関するものを教育委員会に残しましたが、実質的な事務につきましては引き続き市長部局へ移管しますスポーツ振興課で執り行うために、この補助執行に関する規程を新たに設けたものでございます。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第6号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定についての説明を終了します。要旨は、地方自治法の規定に基づき、立川市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関の職員に補助執行させるためでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ないようでございます。議案第6号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定についての協議を終了します。

議案第6号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第6号、立川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について、は承認されました。

---

## ◎議 案

### (4) 議案第7号 立川市立学校体育施設利用規則の制定について

○**福田委員長** 次に、議案(4) 議案第7号、立川市立学校体育施設利用規則の制定について、を議案とします。

お手元の資料、立川市立学校体育施設利用規則をご参照願います。

引き続き、栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○**栗原教育総務課長** それでは、議案第7号、立川市立学校体育施設利用規則の制定について、説明します。

理由につきましては、平成27年度の組織改正により、スポーツ振興課が市長部局に移管されることに伴い、スポーツ振興課所管の立川市立学校体育施設利用規則を廃止し、新たに教育総務課の所管による立川市立学校体育施設利用規則を制定するためでございます。これにつきましては、今まで説明した内容と関連しているものでございます。今ご説明したとおり、所管がスポーツ振興課から教育総務課へ移管するために一旦規則を廃止し、新たに教育総務課所管の規則を制定するものでございます。文言等、一部整理した部分はございますが、内容は従前のものとほぼ同一のものとなっております。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第7号、立川市立学校体育施設利用規則の制定についての説明を終了します。組織改正によりスポーツ振興課が市長部局に移管されることに伴い、スポーツ振興課所管の立川市立学校体育施設利用規則を廃止し、新たに教育総務課所管による立川市立学校体育施設利用規則を制定するためでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 議案第7号、立川市立学校体育施設利用規則の制定についての協議を終了します。

議案第7号、立川市立学校体育施設利用規則の制定について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第7号、立川市立学校体育施設利用規則の制定について、は承認されました。

---

## ◎議 案

### (5) 議案第8号 立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

○**福田委員長** 次に、議案(5) 議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、を議案とします。

お手元の資料、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程をご参照願います。

引き続き、栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○**栗原教育総務課長** それでは議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、ご説明します。

理由につきましては、立川市図書館の全分館に指定管理者を導入するにあたり、立川市図書館条例第2条に規定する分館に勤務する職員の勤務時間等の記載を削除するため、及び組織改正により特別支援教育課が教育支援課に名称変更するためでございます。

1ページおめくりください。新旧対照表です。下線が引かれた部分が修正箇所となります。

最初に、立川市立学校設置条例の後に、括弧で条例の制定と条例番号を記載しておりましたが、ただ、他の条例等こういった規程に盛り込む際に成立した年度等は含んでおりません。ということで体裁を合わせるためにここの部分を削除しております。

それとともに1ページおめくりください。先ほど改正理由で申し上げたとおり、立川市図書館分館、地区館でございますが、これが全て指定管理者制度が導入されることで、ここに関する規程は削除となります。その下でございます。特別支援教育課、名称変更で改正後は教育支援課に改めるといふものでございます。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程についての説明を終了します。この要旨は、図書館の全分館に指定管理者を導入するにあたり、分館に勤務する職員の勤務時間等の記載を削除するため、及び組織改正により特別支援教育課が教育支援課に名称変更するためでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ないようでございます。議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程についての協議を終了します。

議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第8号、立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

---

## ◎議 案

(6) 議案第9号 立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について

○**福田委員長** 次に、議案(6) 議案第9号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則をご参照願います。矢ノ口特別支援教育課長、ご説明等お願いいたします。

○**矢ノ口特別支援教育課長** それでは、議案第9号について説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

第5条、委員につきまして、新たに言語聴覚士を加えるものでございます。これまでも就学支援等検討委員会での議論の専門性あるいは多面的な検討というために、平成25年度には医師、平成26年度には学識経験者や臨床心理士を加えてきたところでございますが、平成27年度からはさらに言語聴覚士を加えたいというものでございます。第12条は、これまでも提案してまいりましたが、課の名称変更に伴う文言の修正でございます。

以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第9号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則についての説明を終了します。就学支援等検討委員会委員に新たに言語聴覚士を加えることにより専門性を高めたい、及び課の名称変更のためでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 今、矢ノ口特別支援教育課長から説明があったことを踏まえて2点お伺いしたいと思います。1点目は、今回新たに言語聴覚士を加えると。これについてはこれまでも就学

支援検討委員会の中で臨床心理士含めた有資格者が入ってこられたわけです。そういう中で新たに言語聴覚士を加えるということで、検討委員会での協議の中でどのような話し合いが行われたのか。

2点目は、言語聴覚士を加えることによって今後どのような成果が期待できるのか、それらを含めて運用の仕方についてお伺いしたいと思います。

なお、これまで矢ノ口特別支援教育課長を含めて関係機関の皆さんが、当市の一人ひとりの児童・生徒の教育のニーズに応じた指導を、非常に丁寧にかつ途切れなく進めてこられたことについては心から敬意を表したいと思います。なぜならば、これまで私ども教育委員が小中学校合わせて10校教育委員訪問をしてみいました。児童・生徒、保護者の皆さんからも丁寧な特別支援を進めていただいていたと、そんな感謝の言葉も聞かれていますので先ほど申し上げた質問をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○**福田委員長** 2点のご質問をいただきました。1点目は、就学支援等検討委員会での話し合いの具体的な内容と、言語聴覚士を加えることによる成果はどのような期待ができるかということでございます。矢ノ口特別支援教育課長、お願ひいたします。

○**矢ノ口特別支援教育課長** 2点ご質問をいただきましたが、かなり似た成果を期待しているところで、1つにまとまったような答えになりますがご容赦ください。

まず、加えることになった経過でございますが、この就学支援等検討委員会も、以前ですとどの就学先が適当であるかという、いわゆる就学先の判断をするというのがこの委員会の大きな役割でございましたが、そこから近年徐々に、どういう支援がより適しているか、どういう支援があれば学校生活に適応できていくのかという支援の中身をより具体的に検討するという役割に少しずつ変わってきております。

そういった中では、判断だけではなく、具体的な例えば通級指導学級に通った際にはこういう支援が望ましいのではないかとか、通常の学級の中でこういった工夫ができるのではないかと、そういった専門家のご意見をよりいただくようになっております。言語聴覚士に加わっていただくことで、これまで通常の学級から審査会などを経て通級指導学級につなげていたお子さんたちが、今度は入る前からこういった支援が必要なかということと、より保護者の方にも具体的に説明ができるのではないかと期待しているところでございます。

またこの検討にあたりましては、発達支援と特に関連の深い2市を視察いたしました、いずれも言語聴覚士がメンバーに加わり、多角的な議論をしているという実態を確認してまいりましたので、私どもでも追加をお願いしたいというものでございます。

○**福田委員長** 明確なご答弁ありがとうございます。田中委員、いかがですか。

○**田中委員** 今後様々な児童・生徒の課題が想定されるわけですが、2点お伺いした件でもう少し具体的に教えていただきたいのですが、言語聴覚士の方のこれからの通級を含めた中で対応の仕方、運用についてお伺いしたいのですが、よろしくお願ひいたします。

○**福田委員長** 言語聴覚士の今後の運用でございます。いかがですか。

○**矢ノ口特別支援教育課長** 今回の規則の一部改正とは少し離れたところで予算のお話になる

のですけれども、平成 27 年度の予算でこの言語聴覚士につきましては就学支援等検討委員会への追加のほかに、子ども未来センターでの外来相談日というのを設けるという新たな計画がございます。これまで私どものほうにご相談いただいた中でも、特に言葉の獲得あるいは口の機能などについてのご相談があった際には、通級指導学級をストレートにお勧めするということが比較的多くございましたが、その手前の段階でもう少し保護者の話やお子さんの状況を見ながらご相談に応じることができるようになるのではないかと考えております。

○福田委員長 田中委員、いかがですか。

○田中委員 説明があった中で、今後一人ひとりの児童・生徒のニーズに応じた成果が期待できる、そんな関心を深めているところです。この言語聴覚士の方が通級等々に入ったときのその後の成果と併せて課題を今後教育委員会定例会でご報告いただけるとありがたいと思います。つまり、そういうことを通して、私どもとして教育委員訪問の折に学校等で適切に丁寧説明しながらその成果をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。言語聴覚士を加えることによってさらに適正就学、適正支援の充実を期待しております。議案第 9 号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則についての協議を終了します。

議案第 9 号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号、立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

---

## ◎議 案

(7) 議案第 10 号 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について

(8) 議案第 11 号 立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について

○福田委員長 次に、議案 (7) 及び (8) に移ります。冒頭お諮り申し上げましたように、議案 (7) 及び議案 (8) は関連する議案でございますので、一括してご説明いただき、一括して協議を行います。

それでは議案第 10 号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、及び議案第 11 号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、を議案とします。

お手元の資料、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規

則及び立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則をご参照願います。

引き続き矢ノ口特別支援教育課長、ご説明等お願いいたします。

○矢ノ口特別支援教育課長 議案第 10 号及び議案第 11 号につきまして、説明いたします。

特別支援教育課の課の名称変更に伴い、該当箇所をそれぞれ教育支援課と修正するものがございます。

以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。議案第 10 号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、及び議案第 11 号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則についての説明を終了します。組織規則の改正に伴い、課の名称が変更となるため該当箇所を修正するというところでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは議案第 10 号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、及び議案第 11 号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則についての協議を終了します。

議案第 10 号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、及び議案第 11 号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 10 号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、及び議案第 11 号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

---

## ◎議 案

(9) 議案第 12 号 立川市教育委員会事業後援規程の一部を改正する規程について

○福田委員長 次に、議案 (9) 議案第 12 号、立川市教育委員会事業後援規程の一部を改正する規程について、を議題とします。

お手元の資料、立川市教育委員会事業後援規程の一部を改正する規程をご参照ください。

浅見生涯学習推進センター長、ご説明等お願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 議案第 12 号について、ご説明いたします。

これまで初めて教育委員会事業後援を受ける場合や過去 3 年間に後援承認の実績がない場合は、社会教育委員の会議において意見を聞かなければなりません。立川市社会教育委員の会議が生涯学習推進審議会と統合し、平成 27 年度以降は休会となるため、旧第 4 条 3 項の内容を改正するとともに、その他の条項も見直しを図るものです。

改正内容につきまして、お手元の新旧対照表をご覧ください。

まず改正後、新第2条についてです。新の第2条（定義）につきましては、後援についてこれまで定義を明確にしていなかった内容について追加いたしました。これは立川市事業後援要綱に基づくものです。続きまして新の第3条（基準）についてです。これは例外規程がなかったので6号に追加いたしました。続きまして新の第5条（承認の決定）です。これまで新規事業は社会教育委員の会議で意見を聞いて決定していましたが、今後は事務局で審査後、教育長が決定するように旧第4条第3項を削除して内容を変更いたしました。続きまして新の第7条についてです。（実績報告）について内容を追加いたしました。様式についてお手元に付いておりますが、規程変更に伴い、様式を変更しております。

なお、社会教育委員の会議につきましては、平成26年6月26日に開催されました第12回教育委員会定例会の議案第22号において、第28期立川市社会教育委員の委嘱議案でご案内いたしました際、社会教育委員の任期について、条例の規定で平成28年6月30日までとありますが、3月に予定しております条例の廃止をもって委員の委嘱を解く形となりますと説明いたしました。その後、文書法政課と条例の廃止について協議を続けましたところ、社会教育委員の会議に関する条例等はそのまま任期まで存続させ、任期満了時に条例等の廃止手続きをしたほうが良いという結論に達しました。よって、社会教育委員の会議は第28期委員がそのまま任期まで務めますが、会議は開催せず休会とし、実質的に生涯学習審議会がその役割を引き継いで今後の生涯学習施策等に関する審議をしていただきます。以上については社会教育委員にも通知し、同意を得ておりますことも併せて報告いたします。

以上で説明を終了いたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第12号、立川市教育委員会事業後援規程の一部を改正する規程についての説明を終了します。要旨は、初めて後援を受ける場合及び過去3年間に後援承認の実績のない場合は、社会教育委員の会議で意見を聞かなければなりませんでした。それを市長後援と同じく所管課で執行するため、関連する内容も併せて改正するという事です。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 立川市教育委員会事業後援規程の一部改正、改正前と改正後について浅見生涯学習推進センター長から説明がありましたが、3点お伺いしたいと思います。

第6条、承認の取消し等の(6)ですが、その他事業後援にふさわしくないと認められる行為があったときとありますが、この中でその他事業後援にふさわしくないと認められる行為、これについて私どもが理解しているのは政治的あるいは宗教的、営利的なものであれば認めないと認識していましたが、そういう認識でよろしいのかどうか1つです。

2点目ですが、これまで事業後援にふさわしくないと認められた行為があったのかどうか。

3点目は、今後ふさわしくないと認められる行為があった場合には、これまで社会教育委員の会議で行ってききましたが、教育委員会事務局、とりわけ教育長の下でそれについて適切

かどうか判断されると理解していいのかどうか、その3点をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○福田委員長 3点のご質問でございますが、浅見生涯学習推進センター長、お願いします。

○浅見生涯学習推進センター長 1点目についてです。新の第6条取消しの6号について、事業後援にふさわしくない内容ということで政治等の関係ですけれども、これはご指摘のとおり生涯学習事業につきましては、政治活動、宗教活動のそれぞれの仲間の勉強会はよろしいんですけども、会員獲得における活動また営利の活動については事業全般について認めておりませんので、ご指摘のとおり事業後援にふさわしくないに該当いたします。

それから2点目について、今まで事業後援と認め難いものがあったかというご質問についてですが、私が知っている範囲ではそういった申請はございませんでした。よって、何かで却下したということも過去ございません。

3点目で、教育長決裁についてということで、新しい規程に書いてありますとおり、この内容に沿いましてふさわしい承認の決定を適切にさせていただくと考えております。

○福田委員長 田中委員、いかがですか。

○田中委員 3点にわたって説明いただいて、承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。議案第12号、立川市教育委員会事業後援規程の一部を改正する規程についての協議を終了します。

議案第12号号、立川市教育委員会事業後援規程の一部を改正する規程について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第12号、立川市教育委員会事業後援規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

---

## ◎議 案

### (10) 議案第13号 教育財産の用途廃止等について

○福田委員長 次に議案(10) 議案第13号、教育財産の用途廃止等について、を議案とします。

お手元の資料、教育財産の用途廃止等についてをご参照願ひします。

栗原教育総務課長、ご説明等お願ひいたします。

○栗原教育総務課長 議案第13号、教育財産の用途廃止等について説明します。

理由でございます。平成25年4月からPFI事業による新たな学校給食共同調理場が運営されることとなりました。それに伴い、旧第一、第二学校給食共同調理場につきましては、ここで解体が終了いたしましたので、この教育財産については用途廃止、また、その土地部分につきましては用途変更し市長部局へ引き継ぐものでございます。



1 ページおめくりください。教育財産の用途廃止について詳細が示されております。今ご説明したとおり用途廃止する教育財産につきましては、それぞれ第一、第二学校給食共同調理場の建物でございます。理由につきましては解体工事終了のためでございます。ただし、倉庫を一部残す方針でございます。この部分につきましては用途廃止ではなく市長部局へ引き継ぎ用途変更をいたします。用途廃止の年月日は平成 27 年 3 月 31 日となります。

続きまして、用途変更でございますが、それぞれ第一、第二学校給食共同調理場の土地部分となります。これにつきましては、今後市長部局において活用するため、平成 27 年 4 月 1 日に用途変更及び引き継ぎを行うものでございます。

その他、添付資料等につきましては、地図等になります。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第 13 号、教育財産の用途廃止等についての説明を終了します。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 議案第 13 号、教育財産の用途廃止等についての協議を終了します。

議案第 13 号、教育財産の用途廃止等について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号、教育財産の用途廃止等について、は承認されました。

---

## ◎報 告

### (1) 中学生による動物虐待に関する対応について

○**福田委員長** 次に、報告に入ります。

報告 (1) 中学生による動物虐待に関する対応について、の報告でございます。

お手元の資料、中学生による動物虐待に関する対応についてをご参照願います。

泉澤指導課長、説明等お願いいたします。

○**泉澤指導課長** 説明させていただきます。

報道につきましては、去る 3 月 16 日から 17 日、一部朝の番組等で 18 日ということで報道がございました。本件に関わりましては、教育委員会として把握している事実につきましては、1 のほうに記載させていただいた内容が把握していた事実でございます。

報道を受け、教育委員会の対応につきましては 2 に記載させていただいております。1 つは、市の危機管理幹事会を開催し対応策を検討しております。その後 3 月 17 日午後 3 時より臨時の校長会を開催するとともに、午後 5 時に市のホームページに本件に関わる対応ということで掲載させていただきました。また、19 日に市内小中学校の保護者宛として全家庭に、中学生による動物虐待に関する対応についてという文章を全校で配布させていただいたとこ

ろでございます。

臨時校長会の内容につきましては、大きく3点指導いたしました。1点目は、児童・生徒の一人ひとりをまずしっかり把握する、それを踏まえたきめ細かい指導を行うこと、2点目は、これから春休みに入ってまいりますので、インターネット等の適切な使用に関すること、これを改めて指導してくださいというお願いをいたしました。3点目は、人権尊重、生命尊重、こうした指導について、年度内及び年度を越えて来年度も引き続きご指導いただくようお願いしたところでございます。なお、市のホームページの掲載につきましては、本日時点でも掲載しておりますので、今回資料の中には省かせていただきました。

その他として、報道機関からの取材については、3月17日に3社ほどございました。そちらのほうに載せてございます。あらかじめこちらで把握している事実を取材先にお伝えした上で、まず取材の意図を確認して、最大限人権に配慮するようお願いした上で取材を受けたところでございます。報道の状況でございますけれども、テレビ、新聞等につきましても、そちらにお示ししたとおりです。なお、市民の皆様から寄せられた意見としては、本日現在10件となっておりますので、3月18日現在と同じ件数となっております。

裏面に今後の対応ということで4点ほど書かせていただきました。やはり関係諸機関との連携ということは不可欠だと考えております。また、校長会で、児童・生徒理解や人権尊重、生命尊重、そして情報モラル等に関する指導というところ、また、警察等との危機管理の連携体制、こうしたところも改めて再確認して今後対応してまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。中学生による動物虐待に関する対応についての報告を終了します。この事案は2月25日の第4回定例会後に報告をいただいております。この事案については第1報から第4報の詳細なご報告をいただいております。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

○**小町教育長** 今、報告させていただいた内容でございます。内容に関しましては教育委員会事務局といたしましては、日頃から人権尊重、生命尊重ということで校長会含めて徹底を図ったところでございますけれども、残念ながらこのような事案が発生してしまったということで、教育委員はもちろんですけれども多方面の市民の方含めまして心配をおかけしたところでございます。また、事案の発生が2月だったわけでございますけれども、その後身柄が警察に拘留されて、それが延長、延長ということで、なかなか状況が私ども把握できなかったということがございまして、お知らせするタイミングが若干ずれたのかと反省はしております。そういったことを含めまして、教育委員の皆様、市民の皆様へ大変ご心配をかけて申し訳ございませんでした。

対応につきましては、事案につきまして警察のほうから家庭裁判所送致という明確なお知らせがまいりましたので、それを第1報ということで流させていただきます。それに関しまして第4報まで含めまして対応を図ったところでございます。

特に大きなところは、臨時校長会を開きまして改めてここに書いてある3点、春休みを前にする、卒業式を前にするということが子どもたちの動揺がないように、一人ひとりをしっかり把握するということと徹底するということ、臨時校長会で私から校長先生に指導したところがございます。その後、市民にはホームページを通じてお知らせするとともに、ホームページもご覧にならない、ご覧になれない方もいらっしゃいますので、そういった方に関しましてということで、特に小中学校の保護者の皆様のご心配の声もございましたので、文章配布という形で情報をきめ細かく届けるという手はずをとったところがございます。

いずれにしても、これは一つの学校の問題だけではございませんので、全校の問題と受け止めて、引き続き校長会と一体となって人権尊重、生命尊重の取組を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○福田委員長 田中委員。

○田中委員 先ほど泉澤指導課長また小町教育長から説明があったわけですが、この中で教育長から、方針が早目に出せなかったとお話がありましたが、私はそうは受け止めておりません。といいますのは、冒頭に教育長がおっしゃった人権尊重あるいは生命尊重、そういうことを考えた場合に、この事案の当該生徒の人権に配慮しなければならない。つまり慎重に慎重を期しながらしかも適切に、しかも迅速に対応する、そういう点ではこのたびの教育委員会の対応については適切であったと認識しております。なぜならば教育委員会の対応が既に3月、本事案が2月15日に発生したわけですがけれども、それに対して教育委員会の対応が4点、臨時校長会の内容として4点、市のホームページ及び保護者配布文章が3点、その結果として3月18日現在で市民の皆さんからの問い合わせが10件しかない、このことが如実に物語っていると私は理解しています。

その上でなおかつ泉澤指導課長からお話がありましたように、対応としては、学校と家庭そして医療等の関係機関と連携した対応、併せて警察等の機関における連携体制の再確認、つまりこれを含めた4点について今後の対応を丁寧に行っておられます。このことは今回の教育委員会の対応として適切であったと理解しております。その上でなおかつ教育長からお話がありましたように、一校だけの問題ではありません、当市の29校全体の問題としてこのことについて丁寧に取り組んでいくとお話がありました。私どもとしてもそういう取組を是非ともお願いしたいと思いますので、このたびの事案については本当にご苦労をおかけしました。ありがとうございます。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。この事案については、あくまで学校管理外でございます。私は家庭の責任というのはどうなのか、学校と家庭の連携と同時に、少年を含める福祉や医療と連携した機関との対応が重要だろうと思っておりますけれども、大変迅速で適正な対応であったと思います。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

それでは、中学生による動物虐待に関する対応についての質疑及び報告を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) 平成27年第1回立川市議会定例会報告について

○**福田委員長** 次に、報告(2)平成27年第1回立川市議会定例会報告についての報告でございます。

お手元の資料、資料1、資料2、定例会日程表等をご参照願います。

新土教育部長、ご説明お願いいたします。

○**新土教育部長** 平成27年第1回立川市議会定例会についての報告をさせていただきます。

資料としまして、資料1が定例会日程表、資料2が代表質問一覧、資料3が文教委員会様式2、資料4が一般質問順序表でございます。詳細は、この後作られます議事録をご覧くださいということで、本日は概略ということで口頭で説明いたします。

日程は、平成27年2月19日から3月19日までの日程で開催されました。

市長の平成27年度予算提案に基づきまして、2月24日に4人より代表質問がございました。質問内容は資料2のとおりでございます。教育委員会に関係するところは3人から質問がございましたので説明いたします。なお、質問事項に記載がありながら時間の関係から質問されていないものもありますので、ご了承ください。

中山ひと美議員でございます。小学校の適正規模等につきましては、教育委員会が定めました基本的な考え方や文科省の手引きをもとに、各小学校における児童数の推移等の情報収集を進めて、子どもたちの教育環境の充実に向けた統廃合や学区の見直しについて検討を進めると答弁いたしました。

学力向上につきましては、校内研究などによる授業改善あるいは研修等を通して教員一人ひとりの力をつけること。さらに27年度からは中学校英語教科教員の小学校外国語活動指導への派遣に伴う後補充として、中学校に小中連携指導員を配置すること。また、小学校にも学習支援員を配置しまして補充的な学習の充実を図るとともに、家庭教育の充実にも努め、基礎学力の定着に努めていくと答弁いたしました。

学校ICT教育の推進でございます。27年度は全中学校にLANの整備とタブレットパソコンの導入、あるいはこれを活用しましてインターネットを使つての調べ学習やグループでの共同学習、タブレット端末の機能を使った野外観察や体育授業での活用、また、ICTを活用した授業力の向上が重要であるため、ICT支援員の配置とICT活用研修の実施や先進事例の研究、使用法マニュアル等の準備を行っているとの答弁をいたしました。

続きまして上條彰一議員からは、就学援助の拡大についてでございます。就学援助は、学校教育法第19条の規定に基づいて実施しているところでございます。市の補助額につきましては多摩26市の各市とほぼ同額となっております。今後も現行制度を継続、実施していく考えと答えました。

特別教室等の空調機設置ですが、平成27年度は小学校の少人数教室ほか視聴覚室等、それ

と大規模改修をします第六小学校の特別教室へ空調機設置をする予定であること、これに伴いまして特別教室等の未設置教室は約 33 教室になります。今後は老朽化した管理諸室の空調機の更新を含めまして、優先度を勘案した中で特別教室等へ空調機の設置に取り組んでいく旨を答弁いたしました。

中学校の教科用図書につきましては、平成 27 年度に採択を行う予定でございますが、これまで同様、採択までの選定委員会ごとの検討と一定の手続きのもと、それらの報告を踏まえまして、教育委員会における独自の調査研究を経て、最終的には教育委員会の責任と権限のもとで採択を行うとしました。

続きまして、福島正美議員からでございます。特別支援教室のことでございます。今年の 3 月に都のガイドラインが公表される見込みでございます。それを参考に行いますけれども、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間に限りまして教室備品や簡易工事等の条件整備等も東京都から補助されると聞いているところでございますので、本市におきましてもこの期間中に段階的な設置を進めまして、平成 30 年までに全小学校に配置を完了させる予定でございます。まずは平成 27 年度にはモデル地区での巡回指導を開始する予定であると答えました。

続きまして放課後等の補充授業でございますが、平成 27 年度については、小学校において学習支援員を配置して放課後や長期休業日の補充的な学習の充実を図るところでございます。

I C T 教育につきましては、中山議員と同様でございます。

小中学校における税教育についての質問がございました。これは立川税務署が実施いたします租税教室を小学校高学年を中心に全小学校で実施しているということ、中学校におきましては、市が作っております財政白書を活用した指導を 3 学年の公民分野の授業の中でやっているということ、また、立川税務署の方を講師に迎えまして研修等を教員に行っておりますので、それを活用した形で教科指導に取り組んでいるということでございます。

英語教育の推進におきましては、先ほど言いましたような形での中学校英語教科教員を小学校に派遣するというところでございますけれども、小学校担任教員、中学校英語教員、A L T のチームティーチングの指導によりまして全小学校において実施しておりまして、小中学校 5 年間を見通した英語教育を推進していく旨を答弁いたしました。

以上が代表質問でございまして、その後、2 月 26 日から 3 月 4 日の期間で予算特別委員会が開催され審議が行われました。進め方としましては歳入、そして歳出では事項別明細書によりまして総務費など款ごとの審議がございまして、教育費 10 款においても多岐にわたる質疑が出たところでございます。質問の主なところでは、大町市との交流事業や第六小学校の大規模改修の説明会の状況について、あるいは特別教室の空調機の設置について、学力向上について、いじめ問題について、防犯カメラについて、平和人権教育についてなど多岐にわたったところでございます。

また、文教委員会が 3 月 11 日に開催されたところでございます。内容は本日の資料 3 の文教委員会様式 2 のとおりでございます。請願第 1 号、請願第 2 号、陳情第 1 号の順に審議されました。請願第 1 号、けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設に関する請願に

つきましては、採決され賛成多数で採択されました。請願第2号、若葉町地区の2つの小学校に関する請願は、採決され賛成少数で不採択となりました。陳情は取り下げられました。

報告事項は15ございました。9番目以降は教育委員会定例会で既に説明している内容でございますので、説明は省略いたします。9番目の和解の締結ですが、これは新共同調理場の建設工事、平成24年ですけれども、地中からコンクリートなどの想定外のものが出来て、工事費が生じたことに対しまして、土地の前所有者であります財務省が経費負担をすることになりまして、その和解の締結となっております。なお、文教委員会では大規模改修工事をしております第九小学校の視察も行われたところでございます。

続いて3月13日と16日において一般質問がございました。14人の議員から質問がございまして、質問内容は資料4のとおりです。教育委員会に関したものを簡単に説明いたします。

中町聡議員からは、ボール遊びができる場所ということで、屋外体育施設の平日の活用を今後検討していくということ、それとスケートパークの街灯設置については、今課題の整理を行っているところと答えました。

谷山きょう子議員からは、小学校のトイレ改修、保護者からトイレ改修を優先してほしいという要望があるがということでございますが、これにつきましては大規模改修においてトイレ改修を実施しているということ、民間事業者のノウハウを活用して検討している。現在けやき台小学校ではドライ式トラップの設置を試行しているということでございます。公共施設の洗剤につきましては、市共同調理場では食教育の観点から磁器食器となりましたけれども、大量に洗浄する洗浄機を使用しており、洗浄機に適合する市が定める環境にやさしい洗剤を使用しているということでございます。

浅川修一議員につきましては、第一小学校と柴崎学習館の延べ床面積について質問がございまして、増加しておりますが、増加の理由についてはマスタープランに基づく設計によるものと答えました。

江口元気議員からはジュニア防災検定についてでございます。防災教育については全学校で計画的に実施しているということ、地域防災訓練にも一部の学校は参加している、検定については課題整理を行っているところであると答えました。

門倉正子議員からは、青春学級についてでございます。平成27年度から専門性のある団体に委託してより事業を充実させるためでございます。内容は活動プログラムを展開、活動日も月2日から4日に増加させること、夜間も開催する予定であると答えました。

山本みちよ議員からは、命の授業への取組についてでございます。命はかけがえのないものであることを気づかせ、自他の生命を尊重する取組を道徳の授業等で学んでいる。赤ちゃんとのふれ合い、動物とのふれ合いなど命の授業を実施している学校もある、今後さらに充実させたいと答えました。

子どもの権利学習については、全小中学校で人権教育を実施しているところでございます。議員からは子どもへの暴力防止プログラム、CAPでございまして、これの実施要望がございました。

高口靖彦議員でございます。動物愛護につきましては、学校での動物愛護教育につきましては、生活科や理科の教科や道徳授業、飼育委員会活動を実施しているところでございます。

続きまして情報化時代と子どもたちということでございます。情報化時代の子どもが身に付けなければならない力は何かという質問でございますが、ICTの活用にあたって必要になるリテラシーや英語力の習得が不可欠である。また、悪質な犯罪等も増加しており、地域、保護者と連携した情報モラル教育を推進する必要があると答えました。また、英語教育の充実ということにつきましても、様々な情報を英語で収集することや発信することが求められています。これからの社会を生きる子どもに英語力を身に付けることは重要となります。また、ICTセーフティー教室、これは全学校で現在まだできておりませんが、全学校で実施することを検討するという、また、いわゆるネットいじめが社会問題化しておりますが、これについても対応を図っていきたいと考えております。

永元須磨子議員からは、すこやかな子どもの成長のためにということで、小中学校の給食についてございました。中学校の給食については喫食率が25年度には52.2%と年々低下している。生活アンケートでも満足している割合は約50%弱でございまして、温かい物との要望はあるが、衛生面から対応が困難であると答えました。また、ノロウィルスやアレルギー対応につきましては、基準やマニュアル等で対応していると答えたところでございます。

学校の図書館に専任・正規の学校司書の配置については、平成27年度から学校司書の配置は行わず、中学校に巡回方式により図書支援員を配置することを検討しております。児童・生徒の読書環境については計画的に進めるということ、また、若葉町まちづくり、けやき台小学校の大規模改修工事についてですが、これは議会に請願が提出されており、審議等を踏まえた中で対応を検討すると答えたところでございます。

最終日に補正予算が出されたところでございます。これにつきましては小学校で第二小学校、若葉小学校でクラス増、中学校におきましてはクラス増や英語少人数教室等の関係で第一中学校、第二中学校、第八中学校に空調機を設置するという補正、それと第九小学校のバスケットボールの設置、第一小学校空調機工事設備改修、その他中学校2校の施設改修等を主なものでは補正予算にして認められたところでございます。

雑駁でございますが、以上、口頭での議会報告とさせていただきます。

○**福田委員長** ありがとうございます。平成27年第1回立川市議会定例会報告についての報告を終了します。

これより質疑移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 平成27年3月議会の際に代表質問として3人の議員、一般質問については14人の議員から質問があり、それについて概要が新土教育部長から説明があったわけですが、こうして整理されながら私どもに報告をいただくことについて改めて感謝申し上げたいと思います。併せて議員の方々にもお礼申し上げたいと思います。

といいますのは、この質問事項を拝見いたしますと、教育の質あるいは授業の質、また、

児童・生徒の健全育成、さらには学校の施設設備等々極めて多方面にわたっての質問をいただきながら、それに対して事務局で丁寧に説明されています。これを通して改めて議員の方々が教育委員会の取組について強い関心を持ちながら、なおかつ当市 29 校の児童・生徒の教育の質を高めていきたいという熱意を感じて本当にうれしく思います。私どもとしてもこのようにいただいた質問を踏まえながら、教育委員訪問等含めて、また関係団体との意見交換会等の中でも理解を深めながら、当市の児童・生徒 1 万 1 千 4 百余名いらっしゃいますが、そういう子たちが当市で学んで良かったと、そういう学校づくりをしていきたいと思って今後とも努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 平成 27 年第 1 回立川市議会定例会報告についての質疑及び報告を終了します。

---

#### ◎その他

○福田委員長 その他に入ります。

その他、ございますか。

新土教育部長、お願いします。

○新土教育部長 1 件ですが、教育委員会の組織の規則改正ではございませんけれども、従来、立川市史編纂を、26 年度に何回も、新たに作りますという話をしてきたところですが、準備は生涯学習推進センター文化財係でしましたけれども、平成 27 年度からは市史編纂の事務そのものは市長部局の中の産業文化スポーツ部の地域文化課に担当主査を設置して行うという方向になりますので、よろしく願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、冒頭でご承認いただきました 1 議案に戻り、議案第 14 号、教育委員会職員の人事異動について、を非公開にて協議します。

暫時休憩とします。

午後 2 時 4 5 分休憩

---

午後 2 時 4 7 分再開



---

◎閉会の辞

○福田委員長 最後に次回の日程確認を行います。次回、平成 27 年第 7 回立川市教育委員会定例会を平成 27 年 4 月 16 日木曜日、午後 1 時半より、210 会議室にて開催いたします。

以上で、平成 27 年第 6 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 4 9 分

署名委員

.....

委員長